

Title	日本イエズス会の財政と投銀
Sub Title	Nagegane or respondencia in the financial problems of the early Christian mission in Japan
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.177- 190
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0181

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本イエズス会の財政と投銀

高瀬 弘 一 郎

近世初頭、内地商人が内外の貿易商人に高利で銀を貸付けていた投銀の問題については、現在までに紹介されている三〇数通の投銀証文に基いて、既にその性格や実態がいろいろな角度から解明されて来ている。こゝでは、この投銀をめぐる諸問題の内、投銀と日本イエズス会の生糸貿易との関係に限り、とり上げてみたい。

当時イエズス会が投銀によって銀を借り入れ、生糸貿易を行う資金にしていたという事実を初めて明らかにされたのは、「社会経済史学」五ノ六（昭和十年）に掲載された岡本良知先生の「投銀に関する特殊の資料」と題する論文であり、その後多くの著書、論文でこの研究が引用されて来ている。これは、ポルトガルの関係未刊文書四点を紹介されたものであるが、四点の内、イエズス会が投銀を利用した事実を明らかにする史料として紹介されているのは、リスボン、アジュダ図書館収蔵の一文書で、「一六一七年に於けるマカオより日本への積荷」という題の、パードレ・マヌエル・ボルジェスの文書である。この文書は、一六一七年イエズス会がマカオから日本に発送した生糸等の商品の塔載量とその価格を列挙した後で、「上述の細糸及びシペオ（不詳）の生糸全体の収益から、日本に於いて元金とレスポンドンシア四〇パーセ

ント、即ち銀貨三、五七九タエル五マス九コンドリンを支払わねばならない。というのは、上記の額の銀をマカオに投資するようと、日本でパードレ・カルロ・スピノラに投銀によって貸付けた、何人かの人々が責任を負う形で、これらの生糸が上記のナウ船で、こゝから日本に送られたからである。パードレ・スピノラは、この借り入れた銀を日本で消費してしまい、マカオに手形を送って、その額に相当する商品を、われわれがマカオから彼の許に送るよう求めて来たものである。即ち、日本でパードレ・スピノラに投銀によって貸付けた人々が責任を負って、海上の危険を冒して日本に送られるわけである。⁽¹⁾「云々」といった記事が見られ、岡本先生はこれについて、「この文書は投銀関係として特殊な性質を有する。乃ち耶蘇会が日本伝道費の一部を作るために媽港日本間の貿易に関与したのは前世紀来の習慣であるが、その資金として日本人の投銀を利用したことを証する唯一の現存文書である。何故に投銀の供給を受けなければならなかったか。個人商人の場合と同様少なくとも資金に欠乏したからと見るべきであろうか。この疑問はこゝに解決することは出来ない。」⁽²⁾と述べ、当時日本イエズス会が、貿易の資金を調達するために投銀によって借銀を行っていた事実を初めて明らかにされた。以下、この件に関する別の史料をご紹介し、多少の考察を行ってみたい。

二

次に紹介する二点の文書は、日本イエズス会の会計係ともいべきプロクラドールの職にあったパードン・カルロ・スピノラの書翰であって、共にローマ・イエズス会文書館所蔵の未刊文書である。(尚、文中の棒線は高瀬が付したものである)

〔史料I〕

一六一三年三月二十一日付、パードレ・カルロ・スピノラのイエズス会総会長クラウディオ・アクワヴィーヴァ宛の書

翰

「マカオのプロクラドルが、ナウ船が渡来しない年にわれわれに対して何らかの救済をするために借財をしたことにより、現在この管区の財源は底をついてしまっている。その上、中国人達がパードレやイルマンを殺して、投資した商品や補給の品を塔載した小さな船を奪ったので、われわれにはもう財産がないどころか、借金を返済する義務だけが残っている。われわれは、このような窮状を救おうにも、巡察使が赴くジャンクで送るべき銀が外になかったので、多額のかねを投銀で借り入れた。また二人の異教徒の殿 *Tonos* と今一人敬虔なポルトガル人がわれわれに五、〇〇〇クルザドを貸与してくれた。そして昨年ナウ船が来航して、取引が再開した⁽³⁾とはいえ、中国人の船やルソンの船が多数、生糸やその他の商品を船載して来たので、ナウ船の生糸の値段が非常に下落してしまい、投銀を返済した後には、もう僅かしか資金が残らず、まる一年分の維持費にも足りない程であった。このため今年もまた、マカオに送って補給の品を求め、いつも生糸を買い入れるために、投銀によって借銀をすることが必要であった。しかしわれわれには大きな障害がある。それは、昨年日本に渡来した二艘のオランダ船が、ナウ船を航行中に襲撃する意図を持っているとの噂だからである。そしてそのために多数の日本人が二艘に乗船した。そしてもしも（主が希望されない）このようなことが勃発するか、又は少くともオランダからこの海域に派遣を噂されている艦隊のために、今年ナウ船が渡来しないようだと、われわれはいかに自活したらよいか途方にくれる。その上、これまでわれわれを援助して来てくれた殿たちが、死亡したり、今度の迫害によって領土を追われたりしてしまった。この迫害により、われわれは、有馬のキリスト教徒達が与えてくれた凡ての援助やその地にわれわれが所有していた少なからざる定収入を失ってしまった。そして、われわれはこゝ長崎に集って来た従来と同じ人数の布教団を維持しなければならないが、長崎はあらゆる地方から多数の船や人が集まるので、有馬より食糧品の値段が三割方高い。従って、もしもヨーロッパから充分な額のかねが届き、それでもって負債を返済し、更にそれを資金にナウ船の貿易で収益を上げることが出来ない限り、われわれは窮乏の極に陥るようなことのないように、セミナリオ

を閉鎖したり、無用な同宿（これは大勢いるが）を解雇する措置をとることを余儀なくされるであろう。」⁽⁴⁾

〔史料Ⅱ〕

一六一八年十月八日付長崎発、パードレ・カルロ・スピノラのイエズス会総会長ムチオ・ヴィテレスキ宛の書翰⁽⁵⁾

「この管区の管区長がどうしても関与しなければならぬことの一つは、銀を節約して、どうしても必要でないような経費を省くだけでなく、この地で考えられるいろいろな方策によって財源の増加に努め、世俗事に心を配ることである。そして、パードレ・アレックスサンドロ・ヴァリニャーノやパードレ・フランチェスコ・パシオが尽力した主なことの一つも、この件であったと考えられる。彼等はこの問題について何回も協議会を開き、管区のプロクラドルと細かい点にわたって商議し、レジデンシアを何軒か設立するための方策を考えた。しかし前任及び現管区長は、有るものを消費する以外、何らこれに配慮しなかったし、現在もしておらず、世俗の問題について只の一度も協議会を開かず、負債から脱する手段を考へることもせず、会計も大まかで、まるで自分の管轄外のことであるかのような態度である。そしてもしも巡察使が来て、マカオのコレジオの活動を制限し、不要な経費を削減し、いろいろな方策を講じて銀を多量に集めてくれることがなかつたなら、われわれは万事休していたであろう。昨年、彼は日本に格安の商品を送って来た。そしてその利益で、私は四、七二五ドゥカドの負債を支払った。今年の商品は更に有利なものであったが、オランダ人が原因で来航をとりやめたナウ船に代って航海を行うことになった六艘の小型の船の内、二艘を欠く破目になった。即ち、その内一艘は遭難したものと考えられ、それによってわれわれは二、五〇〇ドゥカドを失った。他の一艘は、出帆が遅れたため、マカオに戻ったものと皆確信しているが、その船で約六、〇〇〇ドゥカドの収入がわれわれにもたらされる筈であった。それは、生糸を通常の値より七〇ドゥカド高く売れるとして見積つたものである。もしも船が全部安着していたら、われわれは今年、日本国内で外部の人々から借りている銀を全額返済し終えることが出来たであろう。しかしそれでも、私は二、〇〇〇ドゥ

カドを返済した。巡察使は、もう一つ非常に重要なことを行った。即ち、マカオでいつもの生糸を買うために、私が投銀によって借り入れた銀を、中国布教のパードレ達が消費してしまったために、負債が増加したこと、そしてわれわれが自活し、投銀の返済するのに十分な金額が日本に來ないので、孤兒のための銀を借用したり、再びより多くの銀を高利で借り入れたりすることが必要となり、このため負債が一層つものった、ということを私は巡察使に伝え、マカオのプロクラドールに対し、この種の銀は決して消費せず、全額を商品にかえて日本に送るよう命じてほしい旨、彼に要請した。彼はその通り実行し、ことが極めて重要なので、服務規定をプロクラドールに与えた。われわれが時折高利で銀を借り入れなければならぬということ、及びその銀による収益について猥下に理解していたぐため、簡単に申し述べる。

日本に住むポルトガル人、及びマカオその他の地に渡航することを望まないか、又はそれが不可能な日本人は、利益を得るために、高利で銀を貸付けるのを常としており、その利率は、渡航先により、そして又、海上やオランダ人等々の危険度により、三〇、四〇、及び五〇パーセントというように、さまざまである。そして貿易船が危険を冒しつゝも無事日本に帰航したなら、銀を借り入れた者は、儲けの多少に拘わらず、元金と利子を支払わなければならない。ポルトガルからかねが来なかつたことが時折あり、インドでも支給額が支払われなかつた故、われわれは、このような高利の銀、即ち投銀による借入れを行うのを余儀なくされた。貸主がわれわれの信徒であり、また銀はわれわれに貸付けるのが最も安全なので、われわれは他人より低い利率で借入れている。このようにして銀を借入れるのは、生糸を買うのに必要な銀をマカオに送るためである。そしてこのような方法で、われわれは危険を冒すことなく、利子を支払って、その上に四〇乃至五〇パーセントの利益を得ることも時折ある。屢々われわれは、これによって救われている。そして今年は一四〇パーセントの儲けがあり、元金と利子四〇パーセントを支払っても、尚われわれの手許に純益が一〇〇パーセント残った。この方式は、普通に銀を借用するよりも良い。何故なら、その場合は、船が失われた際でも、われわれは常に借入れた銀を返

済しなければならぬが、投銀による場合は、船が失われた際は、貸方の損失になるからである。それ故今年は、われわれは、失われた船に積んで来ていたわれわれ所有のかね五〇〇ドゥカドを失ったにすぎず、その外は、危険を冒して同船に投銀を行った、銀の所有主らが損失するところとなった。しかしもしもこの船が渡来していたら、われわれは上に述べたような収益を上げていたに相違ない。このことから、生糸貿易からの収益は少ないとか、何か外に援助がえられるならば、われわれは生糸貿易を放棄することが出来るなど、考えたり、もしや書き送ったりする者がいたとしたら、それがいかんか誤っているか、猥下は明白に了解されよう。何故なら、従来われわれの生糸による儲けは、最低八〇パーセントであって、一〇〇パーセントのこともあり、また今年のように一四〇パーセントに上ったこともある。それ故、われわれは、少くとも四、二四〇ドゥカド、通常は五、三〇〇ドゥカドの収益を上げる。毎年これだけの定収入をもたらし、そしてインドからマカオに送られる途中でこれより危険性が少ないもので、一体国王陛下は何をわれわれに与えることが出来るであろうか。(中略)また現在猥下は、フィリッピンの修道士達が、この件についてローマやマドリッドにいろいろ書き送った弊害を懸念してはならない。というのは、パードレ・クラウディオの服務規定⁽⁶⁾により、われわれが日本人その他の銀を商うことは廃され、またその他の命令により、われわれがパンカダ価格の決定⁽⁷⁾に介入することが禁ぜられており、これにより、われわれのカーザに商人が集って取引を行う弊害は断たれた。そして、プロクラドールの指図の下に、外部の者の手によってわれわれの取引を行う場合に限り、容易に行うことが出来る。また私がいるところでは何も売られていない⁽⁸⁾。」

三

右に記載した二点の史料は、いろいろ興味深い内容を含んでいるが、こゝでは、その内二つの問題だけを取り上げてみたい。先ず第一に、「史料Ⅰ」「史料Ⅱ」共に、その頃の日本イエズス会の財政状態が、多額の負債を負う程窮乏してい

たことを伝えている。当時日本イエズス会の財政が逼迫していたことは、外の史料からも明らかにすることが出来る。即ち、同じスピノラは、一六一三年十月五日付で長崎からイエズス会総会長顧問パードレ・アントニオ・マスカレーニャスに送った書翰の中で、「仮令来年ナウ船が来航しても、われわれには、マカオでの負債の外に、日本に於いて九、〇〇〇エスクード⁹⁾以上の負債があるから、ヨーロッパから多額のかねが届かない限り、われわれの財政状態は回復しえない。¹⁰⁾」と述べている。また、日本管区長ヴァレンティン・カルヴァーリヨの一六一七年の Apologia には、「一六一一年、私がこの管区を担当した時に、私に同管区の統治を委ねた巡察使パードレ・フランチェスコ・パシオや、当時長崎の地区長であったパードレ・ディオゴ・デ・メスキータは、同管区は日本とポルトガルに四〇、八〇〇¹¹⁾パタカ以上の負債を負っている、と語った。¹²⁾」と見えている。更に、在マカオ、日本管区プロクラドール、パードレ・ボルジェスは、一六一八年十一月二十日付の総会長宛の書翰で、この管区が財政的に窮乏し、絶えず多額の負債に悩まされていることを訴えている。¹³⁾

ところが、ヴァリニャーノが一五九八年に記述した Apologia には、日本イエズス会に負債があったというような記事は見られない。ヴァリニャーノがこれを書いた動機の一つは、日本イエズス会は生糸貿易を行って多くの利益を上げているといつて、フランシスコ会士が非難したのを反駁するためであったから、もしも当時日本イエズス会が多額の負債を負う程財政が逼迫していたのなら、貿易活動を行つていることを正当化するために、当然その事実を明記したであろう、と思われるのに、そのような記事が見られないところから、当時はまだ日本イエズス会は負債を負うまでには至らなかつた、と推定出来る。それが十七世紀に入ると、極東海域に於ける、日本をめぐる国際情勢がそれまでと大きく変化し、オランダ、イギリス、或いはスペイン、更には日本の朱印船といった競争者の出現により、日葡貿易に於けるポルトガル側の立場が弱くなつたばかりでなく、オランダ船によって、マカオ―長崎間を航海するポルトガル船が拿捕されたり、或いは欠航を余儀なくされたりすることが度重なるようになった。いろいろな面でマカオのポルトガル船に依存するところの

大きかった日本イエズス会の財政が、これによって甚大な打撃を受けたことは言うまでもない。一六〇三年十月六日及び十一月十二日付マカオ発ヴァリニャーノの総会長宛の書翰によると、早くもこの年、オランダ船のために三艘のポルトガル船が拿捕されてその積荷を奪われ、この内の一艘で日本イエズス会は、カーザへの補給物資や商品の生糸、合計一五、〇〇〇ドゥカド相当以上のものを失う破目になり、会の財政は一文なしになってしまった。そこでヴァリニャーノ等マカオのイエズス会関係者は急遽対策を協議した結果、プロクラドールのイルマン・ペドロ・デ・モンテアグードという者を至急日本に派遣し、日本準管区長に対し、この年ポルトガルの貿易船がオランダ艦隊に襲われて、大きな損害を受けたことを伝え、この急場をしのぐには、出費を出来るだけ押え、本年度の経費に当てゝある一二、〇〇〇ドゥカドをもって三年間もちこたえる必要があるとして、いろいろ経費節減の方法を指示した。一方ヴァリニャーノは、この日本イエズス会の財政危機を救うために、マカオのポルトガル人の取引相手である中国人商人から、インドからナウ船が到着した際に返済する約束で、九、〇〇〇タエル⁽¹⁴⁾借入れることが出来た⁽¹⁵⁾。マカオから派遣されて来た使者モンテアグードによって、イエズス会が莫大な損害を受けたという知らせと、この財政難をのりきるための対策についてのヴァリニャーノの指示を受けた日本イエズス会関係者が、大きな衝撃を受けたのは当然で、準管区長が経費節減の方針を打ち出した有様は、一六〇三年十月六日付マテウス・デ・コーロスの総会長宛の書翰によって知ることが出来るが、ヴァリニャーノから極めて徹底した布教機関縮少の指示を受けたにも拘らず、準管区長は、食物と衣服について節約を命じはしたが、セミナーオについては、学生の中で余りに役に立たない者を退学させるだけにとゞめ、その閉鎖やレジデンシアの廃止、更には同宿の解雇等
は行わずにすませている。その際有馬晴信や大村喜前、及び彼等の家臣達の援助が大きな支えになったようである。その外、貧しいキリスト教徒達に対する施しが不如意になったり、生活の資金が乏しいため宣教師を各地に派遣することが困難になり、布教事業に支障を来したりしたようである⁽¹⁶⁾。因に、家康が日本イエズス会に純然たる音物として三五〇タ

ルを贈り、更に別に願ひもしないのに貸金の名目で、新たに補助金が着いて返済の出来るまで五、〇〇〇タエルを提供したのはこの年のこと⁽¹⁷⁾で、マカオで手痛い損害を受けながら、日本イエズス会がヴァリニャーノが考えた程布教施設の規模を縮小せずにすんだ理由として、有馬、大村両氏から援助があったことの外に、この家康が与えた財政援助も軽視するところが出来ないであろう。

ところが翌一六〇四年には、イエズス会は貿易による収益に恵まれ、一時的にかなり財政が潤ったようである。即ち、一六〇五年三月九日付長崎発パードレ・メスキータの総会長宛書翰の一節に「今年、マカオからこの日本、それもこのコレジオ及びイエズス会の大部分が所在する長崎に來航した貿易船の入津により、生糸その他の品物で送られて來た商品をもとに、イエズス会は資金を儲けた。そしてプロクラドールのパードレが所有した資産は、元手の外に、二五、〇〇〇ドゥカドをこえた⁽¹⁸⁾。」と見えている。このメスキータの書翰は一六〇五年三月九日付であり、季節風のことを考えれば、文中に「今年……」とあるが、ポルトガル船が長崎に入港してイエズス会が大きな収益を上げたのは一六〇四年のことであろう。

同じメスキータの書翰は、更に次のような興味深い記事がつづいている。「現在われわれは、他のヨーロッパ諸王国の管区と同様、必須の負債は全然負っていない。私が「必須の」というのは、われわれは二、三カ月前に日本全土の支配者である内府様 *Dairfusana* から五、〇〇〇タエルを借入れたが、それは、われわれが窮乏しているように見せかけるためでもあり、また彼をよろこばすためでもあった。なぜなら彼はかねの無心を受けるのをよろこび、自分から進んで提供するが、但しそれは、必ず返済することが判っている者に対して⁽¹⁹⁾ある。」この記事から、一六〇四年のポルトガル船入港により莫大な利益を収めた日本イエズス会は、一六〇五年三月から逆上ること二、三カ月、即ち一六〇四年末か一六〇五年初に、財政的に余裕が有りながら家康から五、〇〇〇タエルの貸与を受けたことがわかる。そしてそれは日本教会の財政

が逼迫しているように見せかけるためでもあり、また家康をよろこばすためでもあった。とメスキータは述べている。もしもこの関係の史料がすべて正確なものであるなら、日本イエズス会は一六〇三年、一六〇四年（又は一六〇五年）と二年つづけて家康から同じ五、〇〇〇タエルの額の貸与を受けたことになる。

このように一六〇四、五年当時は、日本イエズス会の財政は、一時的にかなり余裕が有ったが、それは多分に好運に恵まれたためであって、先に述べた通り十七世紀に入ってからには、対日本貿易に於けるポルトガルの地位の低下にともない、イエズス会の財政が窮迫してゆく趨勢にあったことは事実である。マカオから長崎に向うポルトガル定期貿易船が、オランダ艦隊の妨害によって欠航を余儀なくされたり、拿捕されたりすることも頻度を増し、一六〇七年から一六一一年までの五年間は、一六〇九年から翌一六一〇年にかけての所謂ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件を挟み、定期のポルトガル貿易船による取引は全然行われていない有様である。⁽²⁰⁾ 当時何らかの理由によってマカオから貿易船が渡来しなかった年には、日本イエズス会がいかに甚大な被害を受けたかは、在日宣教師の多くが頻りに強調している通りである。一六一三年三月十日付長崎発パードレ・メスキータの総会長宛書翰でも、たゞ一年貿易船を失うだけで、永年にわたって来たものを失ってしまう、と述べ、布教の財源を貿易に頼ることの不安定な面を強調している。⁽²¹⁾ それ故、一六一一年まで五年間もポルトガル定期貿易船による取引が止絶えたことによって、日本イエズス会が受けた打撃は深刻なものがあつたと推定出来、殊に、一六〇七年と一六〇八年の二年間航海が行われなかつたために、イエズス会が規定量の二倍、一〇〇ピコ⁽²²⁾の生糸を塔載したノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号が有馬氏の襲撃を受けて爆沈したことは、イエズス会が、それだけの生糸を二〇、〇〇〇ドゥカドで仕入れ、そしてその売値を三〇、〇〇〇ドゥカドと予想して、⁽²³⁾それを掛け売りに付し⁽²⁴⁾てしまっていたことも、イエズス会の負債を一層大きなものとしたに相違ない。一六一三年当時、日本イエズス会が、実に一年分の経費の総額に迫る程の額の負債を国内で負っていたことは、既に紹介した同年十月五日付のスピノラの書翰か

ら明らかである。日本イエズス会は、このような財政の窮乏を補うため、あるいは貿易の資金を調達するために、マカオ駐在のプロクラドールが借財をしたり、日本国内でイエズス会宣教師が日本人やポルトガル人から借財をしたりしなければならなかったが、異教徒の大名の中にもこれにかねを貸与する者がいたことは〔史料Ⅰ〕から明らかである。家康も日本イエズス会に財政援助をしたということについては既にふれた通りである。そして日本イエズス会が、より有利な借財の仕方として、貿易の資金のために投銀によって銀の借入れを行うことにふみきった当時は、このように極度に逼迫した財政状態であった。

四

次に、当時日本イエズス会が、生糸貿易を行う資金を補うために、投銀による融資を受けていた事実が、〔史料Ⅰ〕〔史料Ⅱ〕によって確認される。日本イエズス会が投銀による銀の借入れを行った動機としては、これまで述べて来たような財政難の事情と、「この方式は普通に銀を借用するよりも良い。なぜなら、その場合は船が失われた際でも、われわれは常に借入れた銀を返済しなければならないが、投銀による場合は、船が失われた際は、貸方の損失になるからである。」という〔史料Ⅱ〕のスピノラ自身の言葉につきているものと思われる。また、日本イエズス会が投銀による融資を受けるのを始めた時期については、〔史料Ⅰ〕によってほぼ明らかにすることが出来る。即ち〔史料Ⅰ〕の①の記事により、巡察使——フランチェスコ・パシオのこと——が日本からマカオに赴いた際、同じジャンクでマカオに送るべく、投銀によって借銀をしたことがわかるが、パシオが長崎を発つたのは一六一二年三月二十二日、マカオ着は同年四月である。⁽²⁵⁾スピノラは、これが投銀を利用した最初だとは述べていないが、しかしそのように判断してよいと思う。また同じ〔史料Ⅰ〕の②の記事は、引続き一六一三年にも投銀により借財を行ったことを明らかにしている。そしてその後、一六一七年に行っ

たことを伝えている岡本先生が紹介されたパードレ・ボルジェスの文書と、一六一八年に行つた旨述べている〔史料Ⅱ〕に至るまで、途中史料は欠けるが、しかしその間も、この方法による借銀をくり返し行つて来たものと判断して良いと思う。因に、一六一二年はパードレ・スピノラがイエズス会日本管区のプロクラドルに就任した年である。日本イエズス会が財政的に非常に困難な時期に、財政の衝についたスピノラは、一部の同僚の強い反対意見を排して、生糸貿易の収益を主要な財源にする、という方針を推進したが、このスピノラのプロクラドル就任と、日本イエズス会が投銀による借銀を始めたこととは無関係ではないと思う。

次に投銀の利率についてあるが、冒頭に掲載した一六一七年のボルジェスの文書、及び〔史料Ⅱ〕の一六一八年のスピノラの書翰共に、イエズス会に対する投銀の利率は、元金の四〇パーセントであったと伝えており、これが唯一の資料である。〔史料Ⅱ〕には「〔投銀の〕利率は、渡航先により、そして又海上やオランダ人等々の危険度により、三〇、四〇、及び五〇パーセントというように、さまざまである。……（日本イエズス会が借入れる場合は）貸手がわれわれの信徒であり、また銀はわれわれに貸付けるのが最も安全なので、われわれは他人より低い利率で借入れている。」とあり、イエズス会への投銀の利子が、貸主が信徒であったこと、イエズス会への貸付けが信用度が高かつたために、他より低率であったことを伝えている。そこで、この四〇パーセントの利率を、他の例と比較してみたい。現在までに紹介されている投銀証文は全部で三七通、契約の時期は慶長十九年（一六一四年）から寛永二十年（一六四三年）に及んでいるが、今その全体の利率の平均を出してみると四六パーセント程になり、イエズス会に対する四〇パーセントは、僅かながら、これより確かに低率である。但し海上の危険度という点では、全く条件が同一の筈のマカオ市のポルトガル商人に対する場合とくらべてみると、証文は一六二七年から一六三八年に及んで八通残されており、⁽²⁷⁾そしてその利率の平均は僅か二九・七パーセントにすぎない。航海の危険度は全く同一のイエズス会に対する場合の利率が四〇パーセントであったのであるから、ポル

トガル商人に貸付ける場合の利率が他の日本人、中国人に対するよりも低い理由を、航海の安全性、即ち元金と利子を回収する確実性の大きさによる、と考えることは出来ないわけである。この点、ポルトガル商人に投銀で融資をした貸主と、ポルトガル船がもたらす生糸を一括して買い入れる立場にあった糸割符商人との関連を考えることは出来ないであろうか、今後検討してみたい。

註

- (1) *Biblioteca da Ajuda*, 49-V-7, f. 109.
- (2) 「社会経済史学」五ノ六、九〇頁。
- (3) ノッサ・セニョーラ・ダ・グラサ号事件により一時的に止絶えていたマカオ―長崎間の貿易が一六二二年に再開したことを指している。
- (4) *Archivum Romanum Societatis Jesu (ARSJ)*, Jap. Sin. 36, f. 159v.
- (5) この史料は長崎の日本二六聖人記念館長パチェコ・ディエゴ師から教えていただいたものである。
- (6) イエズス会総会長クラウディオ・アクワヴィーヴァが一六二二年に作成して日本に送ったもの。
- (7) ポルトガル人は日本に渡来して生糸貿易を行った初期の頃から、日本に舶載して来た生糸を全部一括して日本人商人と価格の交渉をして売渡す、という方法をとった。このような積荷の一括取引のことをパンカダと称し、そのパンカダ価格をとりきめる交渉には、イエズス会の宣教師が関与して大きな役割を

日本イエズス会の財政と投銀

演じていた。

- (8) *ARSJ*, Jap. Sin. 36, ff. 191-192.
- (9) クルザド及びドッカドと同じ価格で銀一〇匁に相当する。
- (10) *ARSJ*, Jap. Sin. 36, f. 161.
- (11) クルザドと同じ価格である。
- (12) P. Valentim Carvalho, *Apologia e reposta... a hum tratado do P. Fr. Sebastião de S. Pedro da Ordem de S. Francisco*, 1617. *British Museum*, Ad. Ms. 9856, f. 9.
- (13) *ARSJ*, Jap. Sin. 34, f. 146.
- (14) タエル対クルザドの比率は二対三である。
- (15) J. L. Alvarez-Taladriz, *Un Documento de sobre el Contrato de Armazón de la Nao de Trato entre Macao y Nagasaki*. 「天理大学々報」十一ノ一所収、九―十一頁。(野間一正氏による邦訳がある。「キリシタン研究」十二輯所収。)
- (16) 村上直次郎博士訳「イエズス会年報」、「キリシタン研究」十二輯所収、二二〇―二二二頁。
- (17) レオン・パジェス著、吉田小五郎先生訳「日本切支丹宗門

(一八九) 一八九

史」上巻、一〇六頁。

- (18) ARSJ, Jap. Sin. 36, f. 3.
- (19) ARSJ, Jap. Sin. 36, f. 3, 3v.
- (20) C. R. Boxer, *The Great Ship from Amacon*, Lisboa, 1959, pp. 70-80.
- (21) ARSJ, Jap. Sin. 36, f. 21.
- (22) P. Valentim Carvalho, *op. cit.*, f. 10.
- (23) 一六一〇年三月十四日付長崎発、準管区長パシオの総会長顧問アントニオ・マスカレーニャス宛書翰。(ARSJ, Jap. Sin. 14-II, ff. 333v., 335.)
- (24) P. Valentim Carvalho, *op. cit.*, f. 10.
- (25) J. F. Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*, Romae, 1968, pp. 181, 182.
- (26) 中村實氏「投銀証文に関する一考察」、『日本歴史』二二六号所収、六二一―六五頁。
- (27) 同右、六四頁。